

令和2年6月25日

第36回村上市農業委員会会議録

第36回村上市農業委員会定例会を令和2年6月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	2番	阿部正一
3番	増田嘉美	4番	加藤孝平
5番	石山章	6番	遠山久夫
7番	池田千秋	8番	本間サヨ子
9番	中山和衛	10番	遠藤俊樹
11番	斎藤博	12番	佐藤健吉
13番	齋藤文夫	14番	板垣栄一
15番	稲葉浩之	16番	菅原隆雄
17番	大野章	18番	村山美恵子
19番	船山寛	20番	本間裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第7号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第8号 村上市農業委員会業務規程の一部を改正する規程制定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	小田雄介

1. 午後1時30分 事務局長（小川良和君） それでは、皆様、ごめんください。定刻になりました

ので、ただいまから第36回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は全員出席でございます。よって、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第36回村上市農業委員会定例総会議事録署名人には、議席番号6番、遠山委員、議席番号7番、池田委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、議案書をめくっていただきまして、1ページになります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は、農業者年金受給に関する使用貸借1件、利用権の設定1件、贈与1件、売買2件になります。

それでは、番号1番、貸人、松沢__番地、____、借人、松沢__番地、____でございます。

番号2番、貸人、岩沢__番地、____、借人、岩沢__番地、____、土地の表示、岩沢字瀬橋__番ほか3筆、現況地目、畑、地積1,094平米、合計が5,141平米でございます。契約の種別、賃借権の設定、期間は3年間、賃借料10アール当たり____円でございます。

番号3番、譲渡人、新町__番__号、____、譲受人、板屋越__番地、____、土地の表示、板屋越字池の尻__番__ほか18筆でございます。現況地目、畑、地積173平米、合計で2,836.12平米、契約の種別が贈与でございます。譲受人は、譲渡人の父のいところに当たる方でございます。

番号4番、譲渡人、新潟市西区坂井東____番__号、____、譲受人、小出__番地、____、土地の表示、小出字山下__番__、現況地目、畑、地積497平米、契約の種別、所有権の移転（売買）でございます。対価____円、10アール当たりが____円でございます。

番号5番、譲渡人、岩沢__番地、____、譲受人、岩沢__番地、____、土地の表示、岩沢字奥屋__番__、現況地目、畑、地積285平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価____円、

10アール当たり _____ 円でございます。

場所の説明をいたします。3ページ及び4ページを御覧ください。番号3番の位置図になります。該当の筆について太く囲ったところでございます。

5ページ御覧ください。5ページは、番号4番の位置図になります。同じく太く囲んでいる場所になります。

めくっていただいて、6ページ御覧ください。6ページが番号5番の位置図になります。同様に太く囲んだ場所が該当の筆になります。以上で場所の説明を終わります。

説明した5件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、7ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。今回1件の案件となっております。

申請人、村上市下鍛冶屋__番地__、_____、土地の表示、下鍛冶屋字大口__番__、地目、田、地積30平米、転用目的、建築条件付売買予定地、農地区分は第2種農地となっております。

4条についての場所の説明は裏面、8ページになります。地図中央付近、南北に国道7号が走っており、その右手、保内学童保育所がありまして、その上に四角く囲んだ__番__についてが今回の4条の申請の場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、2番、阿部ですが、議案第2号、番号1の現地調査を報告いたします。

今月10日水曜日午後1時半より、荒川支所1階予備室において、農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局からは大西次長、荒川支所、国井課長補佐が出席し、事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けました。その後下鍛冶屋に移動し、_____の_____氏の立会い説明のもと、申請内容について確認を行いました。_____所有のものであり、隣地の__番__の土地に含めて1区画建築条件付売買予定地として販売するため転用するものであります。農業の公共投資対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、宅地分譲地を集落に接して設置するものです。出席委員全員で許可すべきものと判断しました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） しばらくないようであります。議案第2号について許可することに決定してもよろしいでしょうか。
(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、9ページ、議案第3号 事業計画変更承認申請についてです。今回は、3件の案件となっております。

初めに、番号1番、当初計画者、村上市勝木__番地__、_____、土地の表示、瀬波上町__番__、地目、台帳、現況とも畑、面積474平米ほか1筆、計2筆、合計面積739平米、移転内容として資材置場、通路、駐車場敷地。

次に、番号2番、村上市小須戸__番地__、_____、承継者、村上市小国町__番__号、_____、土地の表示、山辺里字川原__番__、地目、台帳、田、現況、雑種地、面積82平米ほか2筆、合計3筆、合計面積231平米、移転内容、事由として住宅建築敷地。

最後に、番号3番、当初計画者、村上市下鍛冶屋__番地__、_____、土地の表示、下鍛冶屋字大口__番__、地目、台帳、現況とも田、面積177平米、移転内容、事由として宅地分譲敷地面積の変更です。

場所の説明をいたします。番号1番については、11ページ、瀬波上町地内、地図のちょうど中央より左方向に太く囲みました2筆が今回の申請場所です。

次に、番号2番については12ページ、地図の上方向に県道上山田山辺里線が走っており、その下方向、ちょうど地図の中央付近に小さく囲みました3筆が今回の申請場所になります。

次に、番号3番については、先ほどの第4条のところで説明した8ページになりまして、申請地、

389番6が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査をしていただいておりますので、現地調査の報告をお願いいたします。

○15番（稲葉浩之君） 15番、稲葉です。議案第3号、番号1について報告します。

6月10日9時より、集合場所である山辺里字川原に委員全員、事務局より大西次長が集合しました。この_____さんの案件については、今までに2回現地調査をしており、現地及び隣接地等については委員全員熟知していることから、図面上での現地の確認をしました。突然の新型コロナによる社会情勢の変化によつての計画変更とのことであり、本年2月27日に5条の許可を得ていることもあり、周辺に与える影響等については解決済みと判断し、委員全員で許可相当と判断してまいりました。

続きまして、議案第3号、番号2について現地調査してきましたので、報告します。6月10日9時より、委員全員、事務局より大西次長で現地調査に行つてまいりました。現地では、_____の_____さんより説明を受けました。申請地は、平成3年に農地法5条の許可を得ましたが、当初の計画を成し遂げることができず、このたび_____さんが住宅建築を計画しました。周辺は、30年ほど前より住宅建築が進む住宅地です。下水は集落排水、雨水は市道の側溝に排水するとの説明がありました。隣接する農地への影響も少なく、利害関係者からの同意も得られており、委員全員で許可相当と見てまいりました。ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号3番について報告をお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、これにつきましても現地調査の報告をいたします。

これについても今月の10日水曜日1時半より、荒川支所において、農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局から大西次長、荒川支所、国井課長補佐が出席して、資料に基づき説明を受けました。その後、先ほどの4条と同じ、一連のものなのですが、_____、_____さんの立会い説明の下、確認を行つてまいりました。この事業計画変更承認申請については、令和元年11月27日付村農委第1040号により農地法第5条の許可を得ましたが、造成計画上、分筆により区画の敷地を変更するものであり、出席委員全員承認すべきと判断しました。皆さんの審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第3号について承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第4号、13ページになります。農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は、9件の案件となっております。

初めに、番号1番、譲渡人、村上市小国町__番__号、持分2分の1、____、持分2分の1、____、譲受人、村上市下助湧__番地__、____、土地の表示、緑町____番__、地目、台帳、現況とも畑、地積975平米、転用の目的、アパート建築敷地、契約は売買による所有権の移転、農地区分は第3種農地、対価として____円、10アールあたりに換算いたしますと約____円です。

次に、番号2番、貸人、村上市岩船横新町__番__号、____、借人、村上市岩船横新町__番__号、____、土地の表示、岩船横新町__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積46平米、転用の目的は住宅建築敷地、契約方法は使用貸借権の設定で、貸人の____と借人の____は親子の関係になっております。農地区分は第3種農地です。

次に、番号3番、譲渡人、村上市小須戸__番地__、____、譲受人、村上市小国町__番__号、____、土地の表示、山辺里字川原__番__、地目、台帳、田、現況、雑種地、地積82平米ほか2筆、合計3筆、合計231平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分は第2種農地で、対価として____円、10アールあたりに換算しますと約____円。

次に、番号4番、貸人、村上市東興屋__番地__、____、借人、村上市東興屋__番地__、持分2分の1、____、持分2分の1、____、土地の表示、東興屋字宮ノ前__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積170平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法は使用貸借権の設定です。貸人の____と借人の____は、おじいちゃん、孫の関係にあります。農地区分は第2種農地。

次に、番号5番、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地__、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地__、____、土地の表示、下鍛冶屋字大口__番__、地目、台帳、現況とも田、地積116平米、転用の目的、公衆用道路建設敷地、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分は第2種農地、対価として、____円、10アールあたりに換算いたしますと約____円。

次に、番号6番、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地__、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地__、____、土地の表示、下鍛冶屋字大口__番__、地目、台帳、現況とも田、地積152平米、転用の目的、建築条件付売買予定地、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分は第2種農地、対価として____円、10アールあたりに換算いたしますと約____円です。

次に、番号7番、譲渡人、村上市塩谷__番地__、持分2分の1、____、持分2分の1、____

____、譲受人、村上市大津__番地__、____、土地の表示、塩谷字砂山__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積229平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分は第1種農地、対価として____円、10アールあたりに換算いたしますと約____円です。

次に、番号8番、譲渡人、村上市塩谷__番地__、____、譲受人、村上市大津__番地__、____、土地の表示、塩谷字砂山__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積198平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転、農地区分として第1種農地、対価は____円、10アールあたりに換算いたしますと約____円です。

最後に、番号9番、貸人、新潟市北区松浜みなと__番__号、____、借人、村上市勝木__番地__、____、土地の表示、下大蔵字大蔵__番__、地目、台帳、現況とも田、地積616平米ほか2筆、合計3筆、合計面積1,117平米、転用の目的、駐車場敷地、契約方法は賃貸借権の設定で、対価として年____円、農地区分は第2種農地です。

次に、場所の説明をいたします。番号1番については、地図右手方向、JR村上駅がありまして、緑町3丁目地内、地図の中央よりやや左手、太く囲みました場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番については、地図中央付近、南北に県道新潟新発田村上線が走っており、その左手方向に小さく囲みました場所が今回の申請場所になります。

次に、番号3番については、先ほどの事業計画変更でお示ししました12ページになります。山辺里地内の中央に小さく囲みました3筆になります。

次に、番号4番についてです。20ページ、地図中央よりやや下方向、東興屋地内の太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号5番、6番については、先ほどの4条と事業計画変更でお示ししました8ページになります。下鍛冶屋地内の太く囲んだところ、5条と書かれている場所が今回の申請場所になります。

次に、21ページ、番号7、8については塩谷地内、ちょうど地図の中央よりやや上方向、太く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号9番については、下大蔵地内、地図中央付近に太く囲みました3筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

議案番号1番から4番についてお願いいたします。

○15番（稲葉浩之君） 15番、稲葉です。議案第4号、番号1について現地調査の報告をします。

6月10日10時半より、委員全員、事務局より大西次長で現地調査してまいりました。現地では、____の____、____の____の二方から説明を受けました。8世帯のアパート建築と説明を受けました。隣接農地所有者の同意も取り、下水は市の下

水道に排水し、雨水は市道側溝に排水するとのことでした。また、この土地は第1種住居地域の農地であり、周辺は宅地化が進んでいます。以上のことから地区委員全員で許可相当と見てまいりました。

続きまして、議案第4号、番号2について現地調査の報告をします。6月10日11時より委員全員、事務局より大西次長で現地調査してまいりました。現地では、_____の_____より説明を受けました。申請者の_____さんは、現在母である_____さんと共に暮らしていますが、家族が増え、手狭になったため、既存の宅地と隣接する_____さんの畑の一部を合わせて住居建築を計画したものです。残された農地は、今までどおり畑として利用するとのことでした。周辺は古くからの住宅地の一角で、下水、雨水は既存の場所に排水するとのことでした。周辺に影響を及ぼす農地もなく、また第1種住居地域内の農地であることから、委員全員で許可相当と判断してまいりました。

続きまして、議案第4号、番号3について現地調査報告いたします。6月10日9時より、委員全員、事務局より大西次長で現地調査に行つてまいりました。現地では、立会人として_____より_____さん、_____より_____、お二方より説明がありました。申請地は、平成3年に農地法5条の許可を得ましたが、当初の計画を成し遂げることができず、このたび_____さんが住宅建築を計画しました。周辺は30年ほど前より住宅建築が進む住宅地で、周りは住宅が建ち並ぶ住宅地です。下水は集落排水、雨水は市道の側溝に排水するとの説明がありました。隣接する農地への影響も少なく、利害関係者からの同意も得られているとのことでした。以上のことから委員全員で許可相当と見てまいりました。

続きまして、議案第4号、番号4について現地調査の報告をします。6月10日9時半より、委員全員、事務局より大西次長で現地調査してまいりました。現地では、_____の_____より説明を受けました。譲受人の_____さんは、現在祖父である_____さんと一緒に暮らしていますが、家族が増え、手狭になったため、住宅と隣接する_____さんの畑の一部に住居建築を計画したものです。残された農地は、今までどおり畑として使用するとのことでした。周辺は古くからの住宅の一角で、下水は集落排水に、雨水は市道側溝に排水するとのことでした。利害関係者より同意も得られており、農業公共投資外の小集団の公共性の低い農地であることから、委員全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号5番、6番について報告をお願いいたします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、2番、阿部、議案第4号、番号5と6の現地調査の報告を申し上げます。

これにつきましても今月の10日水曜日1時半より、荒川支所において農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局から大西次長、支所より国井課長補佐が出席して、申請内容について資料に基づ

き説明を受けました。その後下鍛冶屋に移動して、_____氏の立会い説明のもと、申請内容について確認を行いました。番号5の申請地は第2種農地であり、次の番号6の建築条件付土地を販売するため、幅員5.0メートルの位置指定道路を建設するもので、位置指定道路の境界地は売主の所有地であり、南側は私有地の宅地に接しております。建設道路の排水は両側溝へとし、アスファルト舗装して位置指定道路に接続して処理するものとのことでした。

続いて、番号6の現地調査の報告をいたします。建築条件付売買予定地として販売するため、転用申請するものです。これにつきましても2種農地、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、宅地分譲地を集落に接して設置するもので、生活排水は公共下水道へ接続し、隣地、これは同一人の_____所有のものでございますので、及び用排水との境界にはコンクリートによる土留めを行い、土砂や雨水の流出を防止するなど問題なく、出席委員全員で許可すべきと判断しました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号7番、8番について報告をお願いいたします。

10番、遠藤委員。

○10番（遠藤俊樹君） 10番、遠藤です。議案第4号の7番、8番の現地調査の報告をいたします。2つまとめて報告します。

今月11日午前9時より、神林支所男子休憩室において、農業委員4名、推進委員5名、事務局からは大西次長が出席しました。初めに資料による説明の後、現地へ移動し、現地で_____さんと申請人の奥さんが立会いのもと、確認いたしました。申請地は戦後に開墾、区画整理された砂地の畑団地内にあり、ほとんどが耕作されておらず、原野状態でありました。建物ですが、平地のみで、極力隣地農地の境から離して建築し、周辺農地に被害を及ぼさないように十分注意するとのことでありました。また、乗り入れ等も市役所と協議済みであります。次に、排水、雨水ですが、排水は下水道へ、雨水は自然排水とのことでありました。また、周囲に農業施設等もなく、隣地の所有者も了解済みとのことでありました。このことから、神林地区といたしましてはやむなしとのこととまとまりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号9番について報告をお願いいたします。

11番、斎藤委員。

○11番（斎藤 博君） 11番、斎藤です。議案第4号、番号9番について、6月12日現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日午後4時に山北支所応接室において、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局より大西次長、山北支所、村山副参事が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後現地に移動し、_____、_____立会いの下、申請内容の確認を行いました。申請者は、一般国道7号改築工事のため、木材加工工場敷地の一部移転が余儀なくされ、この

たび所有者からの同意が得られたため、駐車場敷地として転用申請するものです。また、申請地は地域の農地の最下部にあり、周囲に隣接する農地はなく、出入口については村上市役所と協議済みで、舗装工事、取排水工事は行わず、砕石等にて設置し、雨水は自然流下により対応する予定です。よって、山北地区としては許可するものと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明いただいた第5条関係について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくご意見がないようでありますので、議案第4号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、23ページを御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。今回は、賃借権の設定が3件となります。

番号1番、貸人、大場沢__番地、____、借人、四日市__番地、____、土地の表示、大場沢字ツツミ田__番ほか4筆、現況地目、田、地積5筆合計で2,256平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間6年間、借賃が10アール当たり____円、借人は認定農業者でございます。新規の設定となり、改良区費は貸人負担でございます。

以下3番までが賃借権の設定となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。2番の案件なのですが、再設定の案件なわけですよね。この契約期間が、開始が7月の1日からというふうになっていますが、これ貸手、借手どちらかの名義が変更になったので、新規のあれというような格好で計上されているのでしょうか。

○事務局副参事（小田雄介君） ただいまの件ですが、再設定なのですが、利用権を設定するときに貸方の方、__さんのほうが神奈川県のご住所ということで、書類がちょっと間に合わなくて今回に至ったという案件でございます。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようであれば、議案第5号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

議案第6号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、24ページ、議案第6号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてです。案件は1件です。

番号1番、申請人、村上市勝木__番地__、_____、土地の表示、上大鳥字新田__番__、地目、台帳、畑、現況、雑種地、地積503平米、変更区分、除外、変更目的は資材置場になります。

場所の説明になります。隣、25ページになります。地図中央付近、東西に国道7号が走っており、その中央よりやや左手方向、7号線沿いに太く囲みました場所が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） 農振の意見書の案件について現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

16番、菅原委員。

○16番（菅原隆雄君） 16番、菅原です。議案第6号、番号1番、_____さんからの申請のありました村上農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、現地確認の報告をいたします。

6月12日金曜日午後4時より、山北支所会議室において、農業委員3名と最適化推進委員2名、事務局より大西次長、山北支所産業建設課の村山副参事出席のもとで行いました。初めに、事務局から申請内容について説明がありました。その後上大鳥地内の現場に移動し、申請内容等について確認を行いました。申請者は、業務拡張により資材置場が不足してきたため、既存の資材置場と隣接する申請地を拡張用地として計画変更するものです。計画を進めるに当たっては、農地以外等の用地の取得を考えたが、条件に合う用地が得られず、かつほかに代替地もなかったことから、当該地を選定したものです。当該地が既存の資材置場に隣接した農地であることから、計画の資材置場であれば転用許可の見込みがあること、周辺の農地への影響もないと思われることから、異議なしとの意見でした。このことから、山北地区としては農用地区域からの除外についてはやむを得ないとの意見となりました。

以上で報告を終わります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第6号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第6号については、村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

次に、議案第7号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、本日お配りしました資料のほうを御覧ください。議案第7号というふうに記載されている資料になります。議案第7号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱について。別紙、村上市農地利用最適化推進委員名簿の者を村上市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき農業委員会の承認を求めるものですということで、皆様お手元にお配りしております裏面のほうに推進委員の名簿をつけさせていただいております。こちらの記載されておる名簿の皆様につきましては、今週の月曜日、6月の22日の日に評価委員会を開催させていただきまして、今回応募いただきました19名全員の方が適任ということで判断をいただいたものでございます。

また、法の第18条第4項に欠格事項に該当する場合は推進委員にはなれないというふうな記載がございますが、今回応募いただいた19名の方につきましてはいずれも、事前にこちらのほうで確認させていただいたところ、該当はありませんでした旨、併せてご報告させていただきます。

あわせて、22日の評価委員会の際に、委員の皆様からこの選定、評価に当たりましていろいろご意見をいただいております。その一つといたしましては、推進委員が農業委員会から指示された業務を行わなかった場合の取扱いについていろいろ皆様からご意見をいただきまして、解嘱できる旨を今回の委嘱の承認の際に議案の中に入れたらどうかとか、委嘱をする際に誓約書を書いていただいたらどうでしょうかというようなご意見をいただいております。そのご意見にたいしまして、参考資料、ホチキス留めした前のところにその回答となるべき資料をつけさせていただいております。こちらの内容については、農業委員会に関するQ&Aということで、全国農業委員会職員協議会から出されておりますQ&Aから抜粋させていただきまして、ここに載せさせていただいております。その中で問い124ということで、農業委員会が推進委員を解嘱することができるかとされているのはどのような場合かということでの問いがございます。今回の評価委員会の中で議論された内容と合致する内容なのかなと思ってこれをつけさせていただいております。

その下段のところ、農業委員会等に関する法律ということで、21条、推進委員の解嘱ということで書かせていただいております。農業委員会は、推進委員が心身の故障のため職務の遂行ができ

ないと認める場合または職務上の義務に違反し、もしくはその職務を怠った場合、そのほか推進委員たるに適しない非行があると認める場合にはこれを解消することができる。2項といたしまして、推進委員は前項の場合を除き、その意に反して解嘱されることがないというふうな規定がございます。

農業委員会で推進委員を解嘱することができるものとしたしましては、その下段に回答ということで、1、心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合と、職務上の義務に違反し、もしくはその職務を怠った場合、その他委員たるに適しない非行があると認める場合のこの2つに該当する場合、解嘱することができるというふうな規定になってございます。そのうちの2番、職務上というところに関しましては、解説の4行目からになります。その上に、これらに該当しない限り農業委員会の恣意によって解嘱されることはないというふうな内容となっております。

今ほど言った②に当たる事項の職務の義務に違反したについては、法律の第24条に守秘義務があるということ、それを守らなかった場合は解嘱に値するといったところ、もう一つ、農業委員会が定めた現場活動を全く行わないなど、推進委員としての職務を果たしていないと認められる場合も該当するものと考えられますということとなっております。ですので、今回いろいろ意見出された部分については、現場活動を全く行わないといったところに該当するよというふうな考え方に至れば、農業委員会で解嘱することができるというふうな内容となっております。

一番下段のほう、下線で書かせていただいた2行になりますが、なお推進委員が上記1または2に該当するものと認めるのは農業委員会であり、要は1番にしろ2番にしろ、そういう状態にありますよというのは農業委員会が認めるものであるということ、具体的には農業委員会の総会で推進委員を解嘱すべき理由について説明の上、議決しなければならない。この総会場で説明した上で議決をすれば解嘱ができるというふうな流れになっておりますので、今回改めて議案のところに書かせていただいています。

ただ、1点、現場活動を全く行わなかったといったことについて、どれぐらいの期間をもって全くという判断をすべきなのかとか、細かいところについてはただいま農業会議を通じ全国農業会議所さんのほうに詳細確認を取っておりますので、確認取れ次第また皆様にご連絡いたしますが、こういった内容については、第1回の定例総会の際、推進委員の皆様方には改めてこの旨お伝えした上で業務に当たっていただくような形で、3年間の任期を務めていただくように再度お願いするような形でさせていただければと思っておりますので、ご理解のほうお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、第7号議案について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第7号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱については原案のとおり承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第7号 村上市農地利用最適化推進委員の委嘱については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第8号 村上市農業委員会業務規程の一部を改正する規程制定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長(小川良和君) それでは、27ページのほう御覧ください。議案第8号 村上市農業委員会業務規程の一部を改正する規程制定について。村上市農業委員会業務規程の一部を改正する規程を別記のとおり制定するものですということで、28ページのほう御覧ください。

別記ということで改正する内容について記載させていただいております。簡単に説明いたしますと、今現在部会については、農地調整部会と農政振興部会、2部会制になっているところに、今まで広報委員ということで、部会外の活動ということで広報委員会設置して、広報の部分について活動いただいていたのですが、この部分についてを広報部会ということで部会に格上げして加えさせていただくといったのが主な内容です。それに伴いまして、広報部会の業務並びに各部会の定数を改めて制定するための内容となっております。

変更後の規程の部分につきましては、本日お配りした議案第8号の参考資料ということで、規程(案)ということで皆さんにお配りさせていただいております。内容が今回改正した後の規程というふうな格好で提示させていただいております。

説明は以上です。

○議長(石山 章君) それでは、議案第8号につきご意見、ご質問を伺います。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 議案第8号について異議がないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第8号 村上市農業委員会業務規程の一部を改正する規程制定について承認することに決定いたしました。

議題としては以上であります、その他について、皆様方から。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、事務局、よろしいですか。

それでは、休憩に入ります。2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分～午後2時50分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時10分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 2 年 6 月 25 日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

